

転入・転居した人へ

住民基本台帳カード・マイナンバーカードの 記載事項変更はしましたか

記載事項変更届および継続利用の手続きをすることで、引き続き使用できます。

●対象者 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持っている人

●届出期間 市外からの転入の場合は、転入届をした日から90日以内

※市内転居の場合は、期限無し。

※届出期間を過ぎると、マイナンバーカードは使用できなくなりま
す。再交付する場合は、手数料が
かかります。

●受付時間 ◇月～金曜日 午前8
時半～午後5時◇第2・4土曜
日 午前9時半～午後0時半

※コミュニケーションセンターでは受け付
けできません。

●必要なもの

◆本人の場合

住民基本台帳カード、またはマ
イナンバーカード

◆同世帯の人の場合

◇住民基本台帳カード、または
マイナンバーカード◇届出人の
本人確認書類◇カードの暗証番



号◇署名用電子証明の機能をつ
けたい場合は照会書（総合窓口
センターから送付するので事前
に連絡してください。）

◆同世帯以外の人の場合

◇住民基本台帳カード、または
マイナンバーカード◇届出人の
本人確認書類◇委任状◇カード
の暗証番号（封筒に入れ封をし
たもの）◇署名用電子証明の機
能をつけた場合は照会書（総
合窓口センターから送付するの
で事前に連絡してください。）

●留意事項 継続利用手続きには暗
証番号が必要です。暗証番号が
分からないときは、再設定でき
ます。本人以外が手続きをする
際に暗証番号が分からない場
合、本人が来庁する必要がある
です。

マイナンバー通知カードの記載事
項変更は不要です

マイナンバー通知カードは令和2
年5月25日に廃止されたため、記載
事項変更は必要ありません。

現在の氏名および住所の記載があ
る場合は、引き続きマイナンバーを
証明する書類として利用できます。



通知カード（表面）

●マイナンバーの証明方法 ◇マ
イナンバー入りの住民票を取得
する◇マイナンバーカードを作
成する

●問い合わせ先

総合窓口センター受付・サービ
ス担当 ☎(580)1842

介護サービス相談員

介護サービスを利用している人の
相談に応じます。

また、介護保険施設などを定期的に巡
回し、サービスを利用している人と市や
事業所との「橋渡し」を行い、介護サー
ビスの質の向上につなげていきます。

◆車いすへの移乗や食事介助などの
介護にあたる行為はできません。

◆利用者同士のトラブルの仲裁など
には対応できませんが、そのよ
うな場合は、市に引き継ぎ、改
善に向けた手助けをします。

※個人のプライバシーは守られます。

●問い合わせ先

介護支援課事業所指定指導担当
☎(580)1916

地区	氏名	電話番号
南	新開政博	090(1513)5620
	皆田登代子	090(5285)8981
中央	野黒美キミ子	(591)4107
	秋山モトエ	(596)4487
東	八久保とも子	080(2781)4034
	藤本多加	(503)8122
北	力武澄子	(571)1488
	柳 節子	090(1197)7400